

給料の額割額に課すべき額の 1 倍を超出する額を次のものとせむ。

令和へ年一月三十一日

徳島県人事収支監査課 坂 田 十 や 十

給料の額割額に課すべき額の 1 倍を超出する額

給料の額割額に課すべき額（課すべき額と 1 倍を次のものとせむ）

定表第1のトニハ校員外校教員職給額の標準を次のものとせむ。

#### 備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考2に定める職員にあつては、12,200円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考3に定める職員にあつては、13,300円とする。

定表第1のトニハ校員外校教員職給額の標準を次のものとせむ。

#### 備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、11,800円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考3に定める職員にあつては、12,900円とする。

定表第1のトニハ校員外校教員職給額の標準を次のものとせむ。

#### 備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考2に定める職員にあつては、10,200円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第二の備考3に定める職員にあつては、12,600円とする。

定表第1のトニハ校員外校教員職給額の標準を次のものとせむ。

#### 備考

- 1 この表の職務の等級が3級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考2に定める職員にあつては、10,000円とする。
- 2 この表の職務の等級が4級の職員のうち、徳島県学校職員給与条例別表第一の備考3に定める職員にあつては、12,300円とする。

#### 基 調

- 1 Jの課すべき額と 1 倍を次のものとせむ。  
改訂後の給料の額割額に課すべき額の課すべき額と、令和へ年一月一日至るの期間としむ。
- 2 改訂後の給料の額割額に課すべき額の課すべき額と、令和へ年一月一日至るの期間としむ。